

カジノ管理委員会第27回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者日時

1 日時

令和2年11月25日 14時00分～14時50分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員
- 徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、坂口監督調査部長、住友監督総括課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

(1) 審査基準の考え方（機器規制関係）について

監督調査部長から、審査基準の考え方（機器規制関係）について説明があり、主に以下の点について検討した。

・ カジノ関連機器等製造業等の許可等（下記、IR整備法第百四十三条等参照）

（許可）

第百四十三条 カジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業（以下「カジノ関連機器等製造業等」という。）を行おうとする者は、その種別に応じて、カジノ管理委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（カジノ関連機器等製造業に係るものに限る。）は、製造所ごとに受けなければならない。

（許可の基準等）

第百四十五条 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

四 申請者が当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ関連機器等製造業等に係る収支の見込みが良好であること。

五 カジノ関連機器等製造業の許可を受けようとするときは、製造所の構造及び設備並びに技術水準が、第百五十一条又は第百五十四条の規定を遵守してカジノ関連機器等を製造するために適切なものであり、かつ、カジノ関連機器等製造業を的確に遂行するために十分なものであること。

六 定款及び第百四十八条第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を適正に遂行するために十分なものであること。

・電磁的カジノ関連機器等の型式検定（下記、IR 整備法第百五十一条参照）

（型式検定）

第百五十一条 カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、その型式について次項の検定に合格した電磁的カジノ関連機器等を輸入する場合には、この限りでない。

2 カジノ関連機器等外国製造業者は、電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けることができる。

3 カジノ管理委員会は、前二項の検定（以下この章において「検定」という。）の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該型式を検定に合格させてはならない。

- 一 当該申請に係る型式がカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合していないこと。
- 二 当該申請に係る型式の電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備、体制及び手続（第百五十三条第三号において「設備等」という。）がカジノ管理委員会規則で定める基準に適合していないこと。
- 三 申請者がカジノ関連機器等輸入業者である場合において、当該申請に係る型式の電磁的カジノ関連機器等を製造した者がその製造所及び当該電磁的カジノ関連機器等の種別に係る前条第一項のカジノ関連機器等外国製造業の認定を受けていないこと。

・指定試験機関の指定（下記、IR 整備法第百五十九条参照）

（指定）

第百五十九条 カジノ管理委員会は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 前項の申請をしようとする者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

4 カジノ管理委員会は、第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 申請者が、人的構成に照らして、試験事務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

四 申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

五 職員、設備、試験の実施方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

六 申請者が前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

以上